

府中市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 3 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第 77 号

府中市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

府中市身体障害者福祉法施行細則（平成 15 年 3 月府中市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(更生指導台帳) 第2条 府中市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、 <u>身体障害者更生指導台帳</u> を備え、必要な事項を記載しなければならない。	(更生指導台帳) 第2条 府中市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、 <u>身体障害者更生指導台帳（第1号様式）</u> を備え、必要な事項を記載しなければならない。
(更生相談所への判定依頼) 第3条 所長は、法第9条第7項の規定により身体障害者更生相談所（法第9条第6項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、 <u>判定依頼書</u> を更生相談所の長に送付するとともに、判定の日程、場所等について当該身	(更生相談所への判定依頼) 第3条 所長は、法第9条第7項の規定により身体障害者更生相談所（法第9条第6項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下「更生相談所」という。）に判定を求めるときは、 <u>判定依頼書（第2号様式）</u> を更生相談所の長に送付するとともに、判定の日程、場所等

体障害者に通知しなければならない。

について当該身体障害者に通知しなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式及び第2号様式 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市身体障害者福祉法施行細則の規定は、令和7年1月25日から適用する。